

参 考 資 料

- 多面的機能支払__取組事例 P. 34～
- 中山間地域等直接支払__取組事例 P. 44～
- 環境保全型農業直接支払__取組事例等 P. 49～

たかのす

北秋田市鷹巣地域保全組織（秋田県北秋田市_北秋田市土地改良区）

- 本地域は、秋田県の北部にある北秋田市の北側に位置し、この地域では基幹作物の水稻を中心に複合作物としては大豆やキュウリのほか、最近は秋田県で推進している枝豆の生産拡大に力を入れている。
- 本保全組織は、北秋田市土地改良区（合併前の旧鷹巣土地改良区）管内にある17活動組織が参加して広域協定を締結。
- 土地改良区は広域協定の一員として事務を受託し、各活動に対する指導・助言を行い事業全体の調整を図っている。

【地区概要】

- ・ 認定農用地面積 1,288.1ha
(田 1,288.1ha)
- ・ 資源量 開水路 281.0km
農道 158.5km
ため池 4箇所
- ・ 主な構成員 農業者、農事組合法人、
自治会、女性会、土地改良区他
- ・ 交付金 約61百万円 (R1)
(農地維持支払
資源向上支払(共同))

連携前の状況や課題

- 事業が始まった平成19年度当時は、会計事務が困難との理由で活動組織を立ち上げない集落（地区）が多かった。
- 土地改良区が事務受託することにより、多くの組織が活動を展開するようになったが、活動計画（施設等の保管理手法等）等の書類作成の水準にバラツキがあった。
- 土地改良区においては、各活動組織から事務処理（総会、書類作成等）を受託していたが、組織数が多いため、相当な事務量となっていた。このため、事務の簡素化の観点から早急な広域化が必要であった。

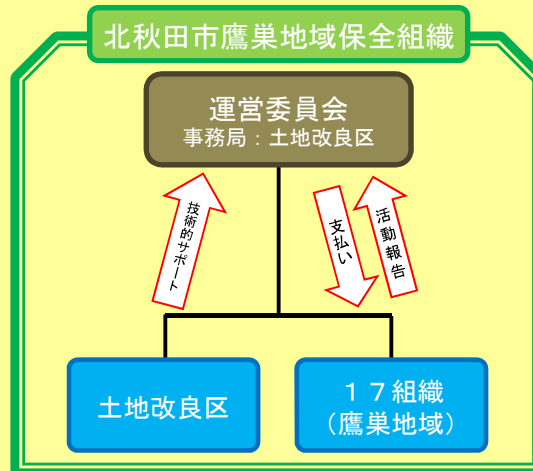


水路の補修作業



総会の開催状況

連携内容



事務委託の作業内容

事務管理

- 年度活動計画の策定（総会資料含む）
- 作業日報の作成及び作業写真の整理
- 実施状況報告書の作成

会計処理

- 証拠書類整理票の作成
- 金銭出納簿の作成
- 日当支払いに伴う封筒詰め
- 備品管理台帳の作成

連携の効果

事務委託による効果

- ・ 活動組織は、土地改良区が事務局となることで、交付金を公平に活用でき、さらに、技術的サポートを受けることができる
- ・ 活動組織は書類作成や会計事務等難儀な事務処理が不要なため、実践活動に専念できる
- ・ 土地改良区は各組織の活動内容から農業用施設の維持管理するための計画を立てやすくなる

情報共有による効果

- ・ 他組織の活動内容を参考にできるため、今まで取組んでいない活動の実施に繋がる
- ・ 土地改良施設の重要性が共通認識できることから施設の整備や管理の水準にバラツキがなくなった

広域化による効果

- ・ 事務内容の集約化が図られ、事務作業量が減少したことにより、各集落へのケアが手厚くできる
- ・ 農家、非農家問わず情報発信が安易となり地域の繋がりが強くなる

組織の広域化でそれぞれの作業内容について簡素化を目指す！

きっかけ

○新たな事業（活動計画書）の認定申請にあたり各組織と土地改良区の思い（活動・事務の簡素化）が合致



女性会が播種したひまわり



学校教育との連携
小学5年生による田植え

Step1 (H19～H23)

農地・水・環境 保全向上対策

○旧鷹巣土地改良区において
5活動組織の事務受託

Step2 (H24～H26)

農地・水保全 管理支払交付金

○旧鷹巣土地改良区内において
15活動組織の事務受託

第2期対策の際には旧鷹巣土地改良区内の集落全てで活動組織が立ち上がる。

その理由は！

○事業内容が浸透
○事務処理は全て土地改良区が受けると提言

広域化と土地改良区へ事務委託するメリット

◆活動組織のメリット

- ①書類作成の手間が省けるなど、事務処理の負担が軽減
- ②広域組織内で事業に関する情報交換・情報共有ができる
- ③活動に対し、土地改良区から技術指導を受けられ、スムーズな活動が可能

◆市町村のメリット

- ①対象組織数が減るため、各種調査やアンケート等の文書発出労力が軽減
- ②土地改良区からは精度の高い書類が提出されるため、事務指導の労力が大幅に軽減され、活動組織への指導が充実

◆土地改良区のメリット

- ①事務内容が集約化されるため、事務量が大幅に軽減
- ②統一した事務的・技術的指導が可能
- ③活動組織の取り組みを事務局からPRするとともに土地改良区の役割や重要性を地域住民へ発信

点検・機能診断



補修協議



土地改良区
の助言

最適な補修作業



事務処理等の簡素化を模索
活動組織の広域化が徐々に話題！

将来に向けて

土地改良区管内の綴子地域（H24広域済）と鷹巣地域が広域組織となり、地区内農地の51%を占める。

今後は合川地域や森吉地域も広域化を推進し、土地改良区の地



総延長3.3kmの稲穂ロードへ植栽
～綴子地区農地・水・環境保全組織～

区内全ての地域において土地改良区と連携した活動を目指す。

今後の展望

Step4 (R1)

広域組織の設立

○北秋田市土地改良区の鷹巣地域に既存する17活動組織が参加して
広域化

- H30.4 15活動組織の総会で広域化の推進内容を土地改良区から説明
- H30.6 17活動組織の代表者会を開催し、広域化について検討
- H31.3 17活動組織の代表者会で広域組織の設立及び参加を決定
- H31.4 17活動組織の総会で広域組織への参加を議決
- R 1.5 運営（設立）委員会開催…広域組織の設立
- R 1.6 広域協定書の認定

Step3 (H26～H30)

多面的機能 支払交付金

○旧鷹巣土地改良区内において15活動組織の事務受託

H28.1.20 北秋田市土地改良区が設立

2 土地改良区と活動組織が連携し広域化を実現

孫左衛門組織組合広域協定（秋田県秋田市_秋田市孫左衛門堰土地改良区）

- 本地域は、太平山の山麓に広がる中山間農地で、1864年に完成した孫左衛門堰水路を守り続け、水清らかな水田で良質な米を生産している。
- 多面的機能支払交付金事業初年度、秋田市孫左衛門堰土地改良区管内18の水利組合及び地元町内会、学校教育活動の太平アグリ倶楽部の計19の活動組織による広域組織を発足。
- 土地改良区は、事業を円滑に進めるため事務を一括受託されている。

【地区概要】

- ・ 認定農用地面積 417.82ha（田）
- ・ 資源量 開水路 69.5km
農道 49.9km
ため池 4箇所
- ・ 主な構成員 農業者、町内会（婦人会含む）
小学校、土地改良区他
- ・ 交付金 約22百万円（R1）
農地維持支払、資源向上（共同）
資源向上（長寿命化）

広域組織と土地改良区連携による相乗効果

広域組織発足前

- ・ 幹線水路管理 ⇒ 土地改良区主体で指示・依頼
- ・ 支線水路 ⇒ 地元の水利組合が無償で作業
- ・ 土地改良区へ組合員（構成員）からの要望が届き難い。

広域組織発足後

- ・ 幹線・支線水路管理 ⇒ 活動組織が活動計画を作成し、年間の管理を行っている。
- ・ これまで無償での作業に日当が支払われ、参加者の増加に繋がった。
- ・ 事業発足と同時に広域化に取り組み、構成員の事務負担を軽減させることで繁雑化を解消した。

土地改良区の事務委託

- | 事務管理 | 会計管理 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度活動の策定及び総会資料の準備 ・ 機能診断結果の確認と技術指導 ・ 工事業者への見積りと発注契約手続き ・ 情報共有の広報の作成と発行 ・ 構成員の保険手続きと対応 ・ 機械貸出し管理 ・ 実施状況報告書の作成 ・ 作業日報と作業写真の整理 ・ 証拠書類整理と金銭出納簿の作成 ・ 日当支払いの整理と個人封筒詰め ・ 各活動組織の活動費管理 ・ 備品管理台帳の作成と管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度活動の策定及び総会資料の準備 ・ 機能診断結果の確認と技術指導 ・ 工事業者への見積りと発注契約手続き ・ 情報共有の広報の作成と発行 ・ 構成員の保険手続きと対応 ・ 機械貸出し管理 ・ 実施状況報告書の作成 ・ 作業日報と作業写真の整理 ・ 証拠書類整理と金銭出納簿の作成 ・ 日当支払いの整理と個人封筒詰め ・ 各活動組織の活動費管理 ・ 備品管理台帳の作成と管理 |

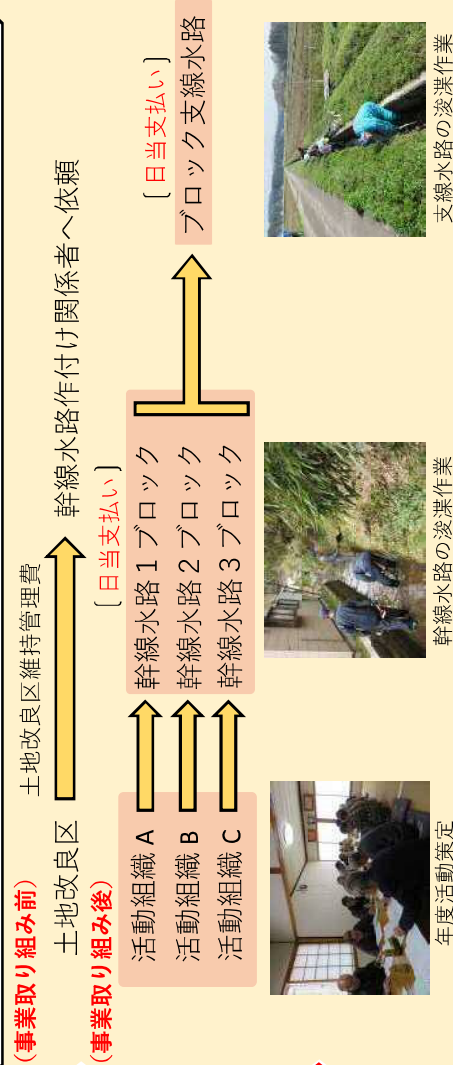


技術指導活動



講習会風景

水路浚渫作業



農地維持と保全

農業委員会農地利用最適化推進委員、土地改良区、活動組織で情報共有のできる体制を確立している。



事前に活動組織内で情報提供されており、遊休農地の発生を未然に抑えられている。



ハンマーモア

広域協定で準備した草刈り機を貸出し、農地の保全にも努めている。

STEP 1

活動組織
活動組織年度活動策定提出

土地改良区
各活動組織の農地維持、資源向上（共同）概算活動費作成
事務委託費、その他経費

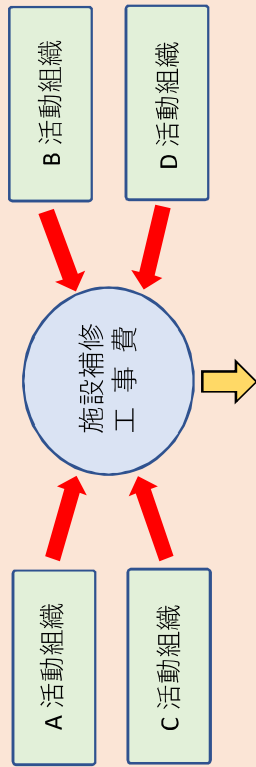
運営委員会
活動組織施設補修費設定

土地改良区メリット

各活動組織が施設補修工事を設定した中で、土地改良区だけでは対応できなかった要望も対処できるようになった。

STEP 2

各活動組織が施設補修工事を設定



運営委員会及び代表者会で決定

・補修工事要望箇所の機能診断により優先度の高い施設の補修を選定し決定する。また、突発的な災害復旧工事にも対応できるようにしている。

STEP 3

土地改良区管内施設維持管理

土地改良事業による造成施設（補助事業等）

施設点検活動により補修依頼

機能診断結果

軽微な補修

共同活動による補修

土地改良区事業主体

共同活動による補修

共同活動による補修

共同活動による補修

共同活動による補修

共同活動による補修

共同活動による補修

相互メリット

支線水路や農道の細部まで維持管理が可能となった。
工事業者への契約・発注を土地改良区が行いスムーズに補修できる。

学校教育との連携や広報活動

土地改良区の役員や職員が小学校を訪問し、授業の一環として農業用施設の講演会を開催している。



小学校での講演会風景



土地改良区作成の資料

令和1年度より資源向上（長寿命化）

土地改良事業では対応出来なかった施設の補強や更新（長寿命化）



水門設置により夜間でも安全に水管理ができるようになった。

R1年度は老朽化水路への水門（21箇所）を設置

3

土地改良区と活動組織が連携し広域化を実現

1

本荘子吉地域農地・水環境保全管理協定（秋田県由利本荘市）

- 本地域は、秋田県の南部にある由利本荘市の中心部に位置し、この地域では子吉川下流の本荘平野を中心に、米のほか、牧草等を栽培している。
- 本協定は、子吉土地改良区管内にある11地域が参加して広域協定を締結している。
- 改良区は各活動についての助言・指導を行い施設の保全管理等をサポートしている。
- 事務の専門者と委託契約を結んで運営委員会となり書類作成等を行っているため、農業者が営農に専念できる環境が整っている。

【地区概要】

- ・ 認定農用地面積 620ha
(田 620ha)
- ・ 資源量 開水路 73.1km
農道 74.5km
ため池 13箇所
- ・ 主な構成員 農業者、自治会
土地改良区、小中学校
- ・ 交付金 約3,500万円 (R1)
(農地維持支払
資源向上支払(共同)・(長寿命化))

連携前の状況や課題

- 平成18年度に農地・水・環境保全向上対策の開始前にモデル地区として2地域が活動を開始。
- 事業が始まった平成19年度当時は、旧子吉地区の他の地域を巻き込み8地域が参加して活動を実施。
- 水路等を使用している受益者からの賦課金を充当することにより施設の保全管理を行っていたが、組織の対象農用地が広範囲のため改良区や受益者の負担が大きかった。
- 土地改良区は、水路等の施設の保全管理のための助言を活動当初より実施。

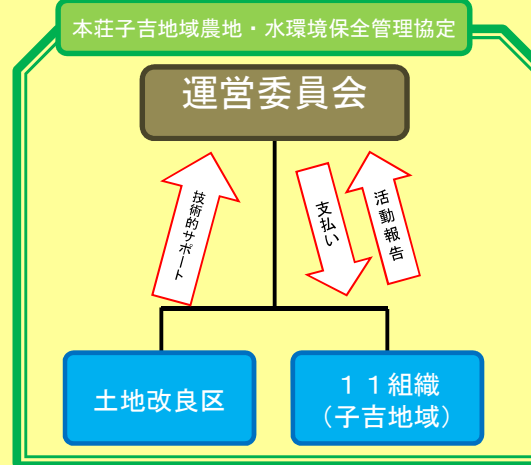


水路の泥上げ作業



運営委員会の開催状況

連携内容



事務委託の作業内容

事務管理

- 年度活動計画の策定（総会資料含む）
- 作業日報の作成及び作業写真の整理
- 各地域や土地改良区との連絡・調整

会計処理

- 証拠書類整理票の作成
- 金銭出納簿の作成
- 日当支払いに伴う予算管理
- 備品管理台帳の作成

連携の効果

事務委託による効果

- ・活動組織は、事務専門者が事務局となることで、交付金を計画的に使用できる。
- ・活動組織は書類作成や会計事務等難儀な事務処理が不要なため、営農や実践活動に専念できる
- ・土地改良区は各組織の活動内容から農業用施設を維持管理するための計画が立てやすくなる

情報共有による効果

- ・他組織の活動内容を参考にできるため、今まで取組んでいない活動の実施に繋がる
- ・土地改良施設の重要性が共通認識できることから施設の整備や管理の水準にバラツキがなくなった

広域化による効果

- ・予算配分に融通が利き、地域毎の予算要望にあった交付金の配分が可能。
- ・複数の地域で協力して作業をすることにより作業の効率化や他地域との交流が活発になる。

地域住民 との交流



町内会と花壇への植栽



中学校と稲刈り体験



子吉土地改良区と連携した
環境教室

将来に向けて

令和2年度で多面的機能支払交付金の第1期が終了し、令和3年度に再認定を予定している。子吉土地改良区や協定加入の11地域、事務専門者、地元住民との連携・交流に取り組み、農用地や水路、農道等の地域資源を後世に受け継いで行くことを目標に活動を継続して取り組む。



今後の展望

H27.9 対象農用地を追加認定(約75ha)

**H28.12 資源向上(長寿命化)への取組を開始
(ゲート補修・揚水機オーバーホール)**

H29.4 事務専門者の交代。20代の事務専門者と委託契約を結び事務の効率化アップ

R3.4~ 再認定(予定)

Step1 (H19~H23)

農地・水・環境 保全向上対策

○ 旧子吉地区の8地域で実施。
専門家へ委託事務

Step2 (H24~H25)

農地・水保全 管理支払交付金

○ 旧子吉地区の8地域+旧本荘地区の3地域が加わる

第2期対策の際には旧本荘地区(3地域)が参加する。

その理由は!

- 事業内容が浸透
- 農地や水路の管理が効率よく実施可能

広域化と土地改良区へ事務委託するメリット

◆ 活動組織のメリット

- ①書類作成の手間が省けるなど、事務処理の負担が軽減
- ②広域組織内で事業に関する情報交換・情報共有が可能
- ③活動に対し、土地改良区から技術指導を受けられ、現場状況に即した作業等が可能
- ④各地域への交付金の配分に融通が利き、作業スケジュールを明確に立てられる

◆ 市町村のメリット

- ①複数の地域が1組織になっているため、各種調査やアンケート等の文書発出労力が軽減
- ②精度の高い書類が提出されるため、事務指導の労力が大幅に軽減され、活動組織への指導が充実

◆ 土地改良区のメリット

- ①土地改良区や受益農家の負担金が交付金により軽減される。
- ②統一した事務的・技術的指導が可能
- ③活動組織の取り組みを組織と連携しPRするとともに土地改良区の役割や重要性を地域住民や学校等に発信できる

広域組織としての活動がスムーズに可能

Step3 (H26~)

多面的機能支払交付金

○ 農地・水保全管理支払交付金の2期より11地域が締結して活動していた組織が**広域組織**として多面的機能支払交付金の活動をスタート

4 土地改良区と活動組織が連携し広域化を実現

美郷町仙南地域広域組織（秋田県美郷町_秋田県仙南土地改良区）

- 本地域は、秋田県の南部にある仙北郡美郷町の南側に位置し、この地域では基幹作物の水稻を中心に複合作物としては大豆や枝豆のほか、最近は高収益作物としてキャベツの生産拡大に力を入れている。
- 本保全組織は、秋田県仙南土地改良区管内にある11活動組織が参加して広域協定を締結。
- 土地改良区は広域協定の一員として事務を受託し、各活動に対する指導・助言を行い事業全体の調整を図っている。

【地区概要】

- ・ 認定農用地面積 698.24ha
(田 698.24ha)
- ・ 資源量 開水路 147.0km
農道 38.7km
ため池 16箇所
- ・ 主な構成員 農業者、農事組合法人、
部落会、老人会、土地改良区他
- ・ 交付金 約33百万円 (R1)
(農地維持支払
資源向上支払(共同))

連携前の状況や課題

- 事業が始まった平成19年度当時は、会計事務が困難との理由で活動組織を立ち上げない集落（地区）が多かった。
- 土地改良区が事務受託することにより、多くの組織が活動を展開するようになったが、複数の地区に所属している構成員がいたことで、改良区が事務受託をしている組織の基準のバラツキがあるのではないかと意見があった。
- 土地改良区においては、各活動組織から事務処理（総会、書類作成等）を受託していたが、組織数が多いため、相当な事務量となっていた。このため、事務の簡素化の観点から早急な広域化が必要であった。

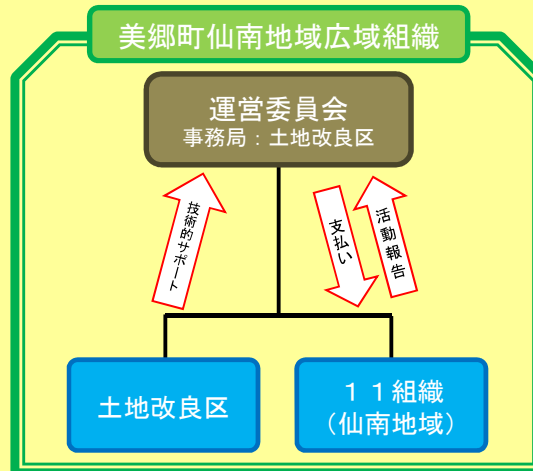


水路の補修作業



総会の開催状況

連携内容



事務委託の作業内容

事務管理

- 年度活動計画の策定（総会資料含む）
- 作業日報の作成及び作業写真の整理
- 実施状況報告書の作成

会計処理

- 証拠書類整理票の作成
- 収支実績報告書作成
- 金銭出納簿の作成
- 備品管理台帳の作成

連携の効果

事務委託による効果

- ・ 活動組織は、土地改良区が事務局となることで、交付金を公平に活用でき、さらに、技術的サポートを受けることができる
- ・ 活動組織は書類作成や会計事務等難儀な事務処理が不要なため、実践活動に専念できる
- ・ 土地改良区は各組織の活動内容から農業用施設の維持管理するための計画を立てやすくなる

情報共有による効果

- ・ 他組織の活動内容を参考にできるため、今まで取組んでいない活動の実施に繋がる
- ・ 土地改良施設の重要性が共通認識できることから施設の整備や管理の水準にバラツキがなくなった

広域化による効果

- ・ 事務内容の集約化が図られ、事務作業量が減少したことにより、各集落へのケアが手厚くできる
- ・ 農家、非農家問わず情報発信が安易となり地域の繋がりが強くなる

組織の広域化でそれぞれの作業内容について簡素化を目指す！

きっかけ

○新たな事業（活動計画書）の認定申請にあたり各組織と土地改良区の思い（活動・事務の簡素化）が合致



地区内での花植栽



地区内の水質調査
（各地区の子供会と連携）

Step1（H26～H30）

多面的機能支払交付金

○秋田県仙南土地改良区内において
11活動組織の事務受託

平成26年度から多面的機能の活動を行いたいが事務処理等を委託できないかと地区より要望
⇒**10組織の事務を受託（平成26年度～）**
⇒**追加で1組織の事務を受託（平成29年度～）**

広域化と土地改良区へ事務委託するメリット

◆活動組織のメリット

- ①書類作成の手間が省けるなど、事務処理の負担が軽減
- ②広域組織内で事業に関する情報交換・情報共有ができる
- ③活動に対し、土地改良区から技術指導を受けられ、スムーズな活動が可能

◆市町村のメリット

- ①対象組織数が減るため、各種調査やアンケート等の文書発出労力が軽減
- ②土地改良区からは精度の高い書類が提出されるため、事務指導の労力が大幅に軽減され、活動組織への指導が充実

◆土地改良区のメリット

- ①事務内容が集約化されるため、事務量が大幅に軽減
- ②統一した事務的・技術的指導が可能
- ③活動組織の取り組みを事務局からPRするとともに土地改良区の役割や重要性を地域住民へ発信

点検・機能診断



補修協議

土地改良区
の助言

最適な補修作業



事務処理・保全活動について地区ごとに取り組み方がバラバラ
活動組織の広域化について構成員より要望が多数

将来に向けて

土地改良区管内の11組織が広域組織となり、地区内農地の57%を占める。

今後は改良区受益地内の他組織の広域組織への参入を促し、土地改良区内全てにおいて土地改良区と連携した活動を目指す。



伝承文化（天筆焼き・どんと焼き）
～美郷町仙南地域広域組織～

今後の展望

Step1（R1）

広域組織の設立

○秋田県仙南土地改良区内の地域に既存する11活動組織が参加して
広域化

- H30.8** 秋田県及び秋田県多面的機能支援協議会の主催する研修会・説明会において広域化の推進について説明を受ける
H31.3 11活動組織の代表者による打合せで広域組織への参加を承認
H31.4 11組織が広域組織として活動を開始
R 1.6 運営（設立）委員会開催…広域組織の設立
広域協定書の認定

5 土地改良区と活動組織が連携し広域化を実現

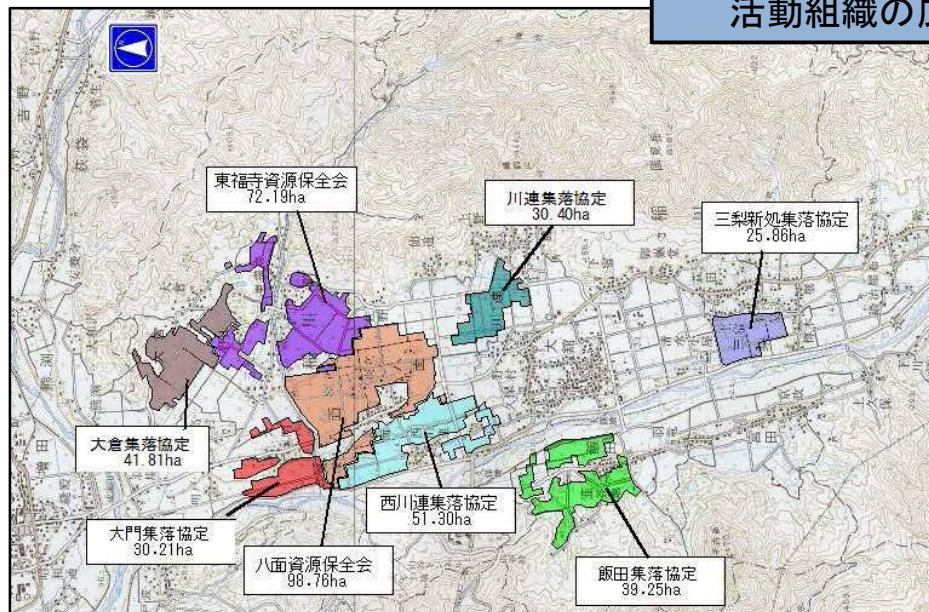
稲川地域広域協定(秋田県湯沢市_稲川土地改良区)

- 本地域は、秋田県の南部にある湯沢市の東部に位置し、基幹作物の水稻を中心に複合作物の大豆や枝豆のほか、近年ではネギの園芸メガ団地形成による機械化、生産体制の省力化、効率化をすすめ、生産拡大を目指している。
- 本広域協定組織は、稲川土地改良区管内の「8活動組織」が参加して広域協定を締結した。
- 稲川土地改良区は、広域協定の一員として事務を受託し、事業全体の調整を担っている。

地区概要

- ・ 協定の対象となる面積
391.78ha(田 391.78ha)
- ・ 協定の対象となる施設
開水路 124.5km 農道 50.8km
ため池 1箇所
- ・ 主な構成員
農業者、農事組合法人、自治会
小学校、土地改良区他
- ・ 交付金 約19.7百万円(R2)
《 農地維持支払、資源向上支払(共同) 》

活動組織の広域化



集落名	面積	水路	農道	ため池
① 東福寺資源保全会	72.19 ha	17.6 km	6.4 km	1 箇所
② 大門集落協定	30.21 ha	10.4 km	4.6 km	
③ 川連集落協定	30.40 ha	7.9 km	3.6 km	
④ 三梨新処集落協定	25.86 ha	7.7 km	2.8 km	
⑤ 西川連集落協定	51.30 ha	18.3 km	3.9 km	
⑥ 大倉集落協定	43.81 ha	16.8 km	8.1 km	
⑦ 飯田集落協定	39.25 ha	17.1 km	8.1 km	
⑧ 八面資源保全会	98.76 ha	28.7 km	13.3 km	
合 計	391.78 ha	124.5 km	50.8 km	1 箇所

広域化までの経緯

- ・ H31.1 各活動組織代表者に広域化について改良区から説明
- ・ R 1.3 各活動組織の総会において広域化について検討し、参加を議決
- ・ R 1.11 広域化準備委員会開催
- ・ R 2.3 稲川地域広域協定設立運営委員会開催
- ・ R 2.6 広域協定書の認定



広域化のメリット

◎ 活動組織のメリット

- ① 広域組織内で事業に関する情報交換・共有ができる。
- ② 各集落の得意分野(目地補修・大型機械オペなど)を、広域組織内で技術提供・活用ができる。
- ③ 稲川地域自治連絡協議会が参加団体に加わったことにより、活動していない集落からも人材協力を得られる。

◎ 土地改良区のメリット

- ① 事務処理が集約化され、事務量が大幅に軽減される。
- ② 広域協定運営委員会の設立により、各集落に公平かつ速やかに情報提供することができる。

◎ 市役所のメリット

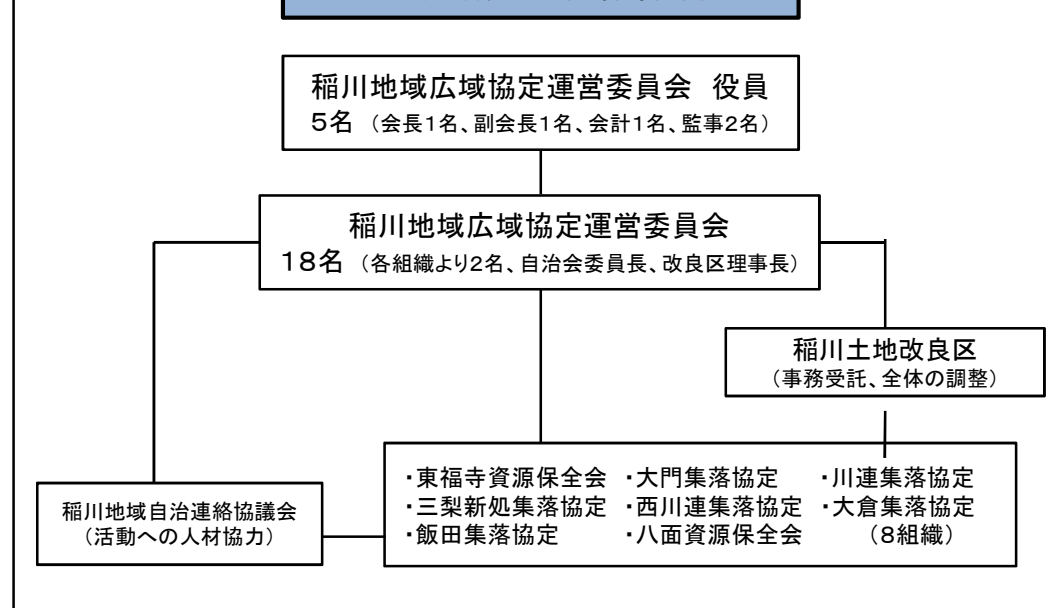
- ① 事務処理の統合により、実施状況確認等の件数が減り、事務負担が軽減される。
- ② 市役所から組織への連絡系統が集約化され、効率的かつ効果的な指導が可能となる。
- ③ 土地改良区から精度の高い書類が提出されるため、事務指導の負担が軽減される。

今後の展望

稲川土地改良区管内には、今回広域化した8組織のほか、事務を受託している2組織、事務を受託していない3組織があり、今後、これら5組織にも広域協定への参加を勧めていきたい。

また、これら5組織を加えても、稲川土地改良区管内の農地カバー率は39.5%と低いため、すべての農地を多面的機能支払交付金の活動でカバーできるように、活動していない集落への周知と参加を積極的に勧めていきたい。

広域協定の組織体制



主な活動内容



ため池の草刈り



景観植物の植栽



法面ステップの設置



水路の目地補修



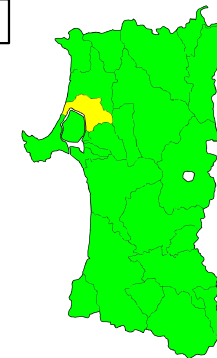
脱穀指導(学校教育との連携)



雪中田植(学校教育との連携)

営農継続のための農業用施設の補修・更新（秋田県三種町 中沢集落協定）

秋田県



○営農を継続していくため、水路・農道の補修・更新を構成員の自主施工により実施。地域内の農業者で補修等を実施することにより、農業用施設等の維持管理への意識が向上。

面積：34.9ha（田） 交付金額：279万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者27人

地域の現状

○ 地域内の農道は、幅員が狭く勾配も急な箇所が多い。特に勾配が急な箇所は雨等により農道の碎石の流失等が発生し、通行の支障となっていた。

○ 水路についても、その大部分が土水路であり維持管理等が多大な労力となっていた。また、雑草の繁茂や大雨等による路肩の崩落等により通水機能にも支障が発生していた。



【施工前の水路状況】



【水路の更新作業】

取組の概要

○ 地域内の農道で、勾配が急な箇所を選定し、農道のコンクリート舗装を実施した。これにより、急勾配な箇所でも安全でスムーズな通行が可能となった。

○ 水路についても、通水機能に支障が発生していた箇所を重点的にコンクリート側溝への更新や部分的な補修を実施した。これにより、安定した通水が可能となったほか、維持管理も容易となったため維持管理の作業労力の低下にもつながった。



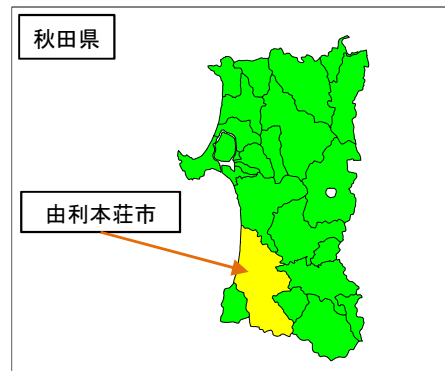
【農道の舗装作業】



【簡易な農道補修】

地域資源を活用して地域活性化

ゆりほんじょうし
(秋田県由利本荘市 ザラメキ協定)



- 集落で農地の保全に取り組むとともに、寒暖の差を利用した食味の良い農産物の生産・販売で地域を活性化。

面積：19.4ha（田） 交付金額：385万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者24人 協定開始：平成12年度

取組の概要

- 当地区は、秋田県南部に位置し、主に水稻・そば・飼料用作物を栽培。
- 集落人口の減少や離農者の増加により不作付地の拡大が危惧される中で農地及び水路等の農業用施設を維持するために、平成12年度から本制度の取組を開始し水路や農道の補修等を積極的に実施。
- 農地の2割が傾斜度1/10以上の超急傾斜地、6割が傾斜度1/20以上の急傾斜地であり、農道・水路の管理に重点を置き、山間部にある小区画で傾斜の厳しい水田について、地域ぐるみで草刈や水路掃除などの保全活動を実施。
- 平成27年度からは超急傾斜農地保全管理加算に取組み、加算された交付金を土地改良に活用し施設（農道）保全に努め、特に条件の厳しい農地を他の農地と同様に保全するとともに、直売など農産物の販売促進活動を展開。



【協定総会】



【リンドウほ場】

取組の特色

- 米の付加価値を高めるため、寒暖の差の利用と伝統的乾燥技法「ハサ掛け（天日干し）」の活用により、食味のよい米を生産し、「ザラメキの米」として販売。（交付金は「ハサ掛け」にかかる労務費等に使用。）
- 道の駅で開催される「軽トラ市」では地元野菜（ナス、ジャガイモなど）を、直売所では「ザラメキの米」を販売。消費者に直接販売することで販路を開拓しており、農業者の生産意欲の向上と集落全体の活性化にも寄与。
（軽トラ市、直売所での販売額：27.5万円（R1））
さらに、高齢化が進む中でも本交付金により急傾斜地の農地を安定して維持管理出来ることから、意欲ある農家がより高収益な作物を栽培する取組を開始。
（花き「リンドウ」の栽培面積：0a（H27）→48a（R1））
- 集落と地元小学校が連携して農業体験学習を実施しており、米作りへの理解・関心を醸成。



【小学校農業体験】



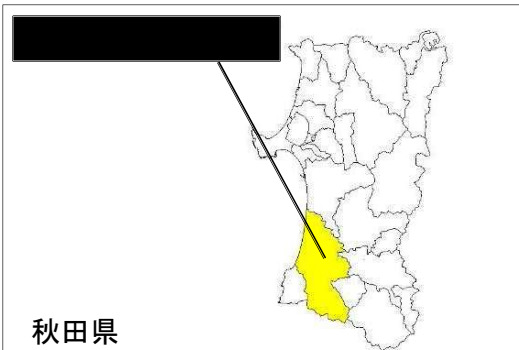
【軽トラ市出店】

【工夫のポイント】

- 園芸メガ団地事業による水稻・りんどう・小菊・アスパラの複合経営を行っている。
- 鳥海地区及びその周辺地区で栽培されたりんどうは「秋田鳥海りんどう」として独自ブランド化。

【取組地域の概要】

- 位置 ゆりほんじょう
秋田県由利本荘市（過疎、特農、山村）



- 地域の概要
・山間部のため平場地域と比較し耕作条件不利農地が多く、生産条件の格差が大きい。

- 主要作物
・水稻 りんどう アスパラ 小菊

現状と課題

面積：56ha（田） 交付金額：490万円（個人配分70%、共同取組活動30%）
協定参加者：農業者31人、農地所有適格法人1法人 協定開始：平成12年度

高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加

- 平根地区において、基盤整備を契機に農地中間管理事業を活用した法人への農地集積が本格化している一方、一部地区（百合茎集落）において、高齢化や担い手不足により、耕作放棄地の発生が懸念される。
（高齢化率【H27.4】32.3%→【H31.4】45.6%）



花き類へのドローンによる防除作業

- これまで手作業で行っていた花き類の防除作業等にドローンを導入することにより、花き類栽培作業の省力化及び生産効率向上を図り、更なる経営農地の規模拡大を目指す。
- ドローン導入に伴い、オペレーターの育成や新たな担い手確保を目指す。

手作業防除



ドローン防除



栽培作業省力化実現による経営規模の拡大

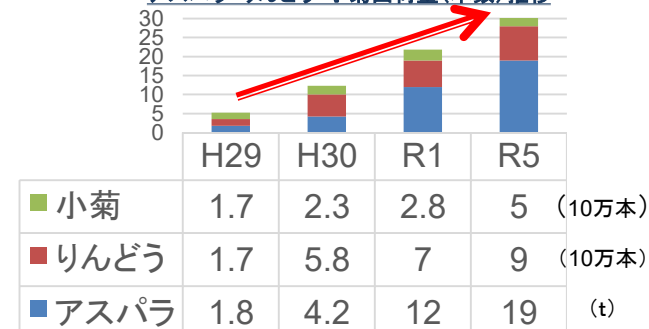
品目	従前	導入後
りんどう	5H/1ha	0.5H/1ha
小菊	1.25H/1ha	0.5H/1ha

【令和元年度における実績及び将来的な目標】

花き類等への農薬散布にドローンを活用したことにより、農薬散布に係る作業時間を大幅に短縮。今後も生産力向上及び経営規模拡大を目指す。



アスパラ・りんどう・小菊出荷量（本数）推移



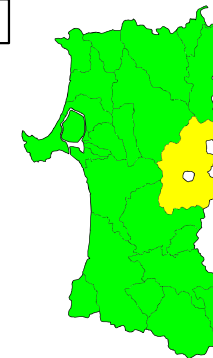
試行加算の取組内容

景観作物の作付による田沢湖の魅力アップ（秋田県仙北市 野中集落協定）

花いっぱい運動の取組をきっかけに、協定農地や観光路線沿いへの景観作物の作付を開始。
その風景は、田沢湖を周遊する観光客や、マラソンランナーなどの憩いの場として定着。

面積：4.76ha（田） 交付金額：74万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者8人、その他1人

秋田県



地域の現状

○協定のメンバーを中心に農地の保全活動に取り組んでいるが、他地域と同様に、高齢化が進んでいる。

○田沢湖畔に隣接していて、湖畔を周遊する道路は、生活路線であり観光路線でもある。

○絶滅したとされていた田沢湖の固有種「クニマス」の発見を機に、かつて漁場だったこの地域に資料館が開館。資料館や、近くにある木造校舎（廃校）などの見学者・利用者など、地域を訪れる観光客などが増加傾向にある。



【思い出の潟分校】



【協定農地と田沢湖】

取組の概要

○協定農地が田沢湖畔を周遊する道路の近くにあることから、この道路の、観光路線としての魅力の向上を目的に、転作作物として花きなどの景観作物を作付。

○協定農地の周辺管理の一環として、湖畔周遊路に隣接する農地での景観作物の作付や、マラソン大会に期を合わせたコース付近の草刈りなどを協定メンバーにより実施。

○更に近年、地域の観光施設として魅力が向上している木造の廃校舎『思い出の潟分校』へ行き来する道路の草刈りを実施するなど、協定メンバーによる地域全体の景観向上活動を展開。



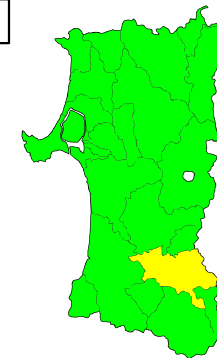
【そばの花】



【ひまわり】

集落協定による農地の維持・管理と法人の参加（秋田県横手市中村集落協定）

秋田県



- 中山間直接支払いの活動により、農用地の維持管理・農業生産活動の他、参加法人では農産物の加工等展開し、地域を活性化。

面積：18.9ha（田） 交付金額：151万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者46人、農事組合法人0、その他2

地域の現状

- 当地区は横手市の南東部に位置し成瀬川水系の旧増田町の地区の一つ。
- 集落協定では、水路改修工事や農道維持を行いながら、農業生産活動を維持。
- 主な作目は、水稻・ソバなど



【協定対象農用地】



【ソバの出荷】

取組の概要

- 中山間直接支払交付金を活用しながら、協定でまとまって用水路や農道を管理。
 - ・水路清掃（泥上げ、落ち葉上げ等）。
 - ・水路・農道の維持管理（草刈り等）。
 - ・景観作物の植え付け（集落花壇の整備）。
 - ・水路・農道等の補修等
- 法人の協定参加もあり、株式会社天下森振興公社では事業の中で農作業の受託、農産物の生産、加工、販売も行う。ソバについては、面積は拡大しており雇用も生まれている。

○中山間直接支払交付金の活用により、水路3.5kmを改修。



【景観作物の植え付け】



【手打ちそば三平】

令和元年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況（秋田県）

取組市町村	実施件数 (単位:件)	実施面積 (単位:ha)	支援対象取組別				作物区分別					交付金額 (単位:千円)
			カバークロープ	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組	水稻	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他	
1 秋田市	1	20	-	3	15	3	20	1	-	-	-	1,503
2 能代市	2	4	-	-	4	-	4	-	-	-	-	330
3 横手市	8	598	474	118	6	-	590	3	5	-	-	42,844
4 湯沢市	2	32	-	23	9	-	32	-	-	-	-	1,195
5 由利本荘市	1	27	-	-	27	-	27	-	-	-	-	2,186
6 潟上市	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	110
7 大仙市	1	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-	191
8 北秋田市	1	31	-	-	31	-	-	31	-	-	-	2,442
9 仙北市	1	11	11	-	-	-	8	-	3	-	-	854
10 小坂町	2	43	-	-	33	10	10	33	-	-	-	3,050
11 上小阿仁村	1	10	-	-	-	10	10	-	-	-	-	402
12 八郎潟町	1	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-	38
13 大潟村	1	651	3	26	332	289	565	81	5	-	-	39,587
14 美郷町	2	87	3	84	-	-	87	-	-	-	-	2,059
15 羽後町	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	71
合 計	26	1,518	493	254	459	312	1,355	151	13	-	-	96,862

注1:環境保全型農業直接支払交付金の取組実績のない市町村は、表中に掲載していない。

注2:表中の数値については、表示単位を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

注3:表中に使用した記号は次のとおりである。「0」:単位に満たないもの(例:0.4ha → 0ha)。「-」:事実のないもの。

注4:交付金額は、国と地方公共団体が交付(交付割合1:1)した額の合計である。

住民対象の生き物調査を開催して

消費者等との交流

環境保全型農業を知る機会を創出

大潟村大潟地域農地・水・環境保全管理協定 運営委員会（秋田県大潟村）

村の全農業者を構成員として、環境保全型農業の推進に取り組む
設立当初から村民対象の生き物調査を開催し、水田に生息する生き物に触れあえる機会を創出

【農業者の組織する団体等の概要】

構成員 531名 農業者496名、コガムシの会他35団体
（取組農業者 81名）

【H30年度の取組】

- ・対象作物 水稲、大豆、カボチャ、ニンニク
- ・対象活動 有機農業、堆肥の施用、カバークロップの作付け、IPM・秋耕の実施
- ・取組面積 582ha

地域の特徴と取組の背景



大潟村の水田

- ・ 大潟村は秋田県の中央西部に位置する八郎潟の干拓地。村域の大部分が農地であり、農業産出額の9割を米が占めている
- ・ 平成19年度の農地・水・環境保全向上対策への参加を契機として大潟村全農業者を構成員として組織化
- ・ 大潟村と八郎湖の自然環境をよりよいものにするために、減農薬・減化学肥料での栽培、エコファーマーの取得等の環境保全型農業に取り組む
- ・ また、本事業に対する村民の理解促進のため、生き物調査を平成19年度から実施している。さらに、平成26年度からは希少種の調査を実施している

環境保全型農業の実施状況

【環境直接支払の対象活動】



機械除草

- ・ 主に水稲、野菜で有機農業に取り組む（480ha）ほか、堆肥の施用、カバークロップの作付けに取り組む。
- また、356haで有機JAS認証を取得

【環境直接支払の推進活動】



生き物観察会

- ・ 毎年7月に、村民を対象とした水田の生き物観察会をコガムシの会が主体となって実施。また、村に生息する希少種の定性的な調査を専門家に依頼して実施

取組の効果及び今後の展開



生き物観察会

- ・ 生き物観察会では、親子での参加者が多く、魚や昆虫にふれあえる体験や生き物の特徴を知る機会を創出



採取した水生生物

観測した鳥類

- ・ 希少種の調査により、村に生息する生き物の種類の特徴が明らかになりつつある
- ・ 今後は、特徴的な生き物を指標とした生息環境の指標づくりができないか検討していく

全ての水田で特別栽培に取り組み、

ブランド化

特別栽培米の輸出拡大に取り組む

農事組合法人^{たるみない}樽見内営農組合（秋田県横手市）

耕作している全ての水田で特別栽培農産物の要件を満たす栽培を実施している

特別栽培米の輸出に取り組み、輸出業者を設立して輸出のさらなる拡大に取り組む

【農業者の組織する団体等の概要】

- ・ 組合員数 58名

【H30年度の実績】

- ・ 対象作物 水稻
- ・ 対象活動 堆肥の施用
- ・ 取組面積 59.6ha

地域の現状



農事組合法人樽見内営農組合の構成員

- ・ 組合のある樽見内地域は、秋田県横手市市を流れる雄物川中流域に位置し、県内有数の水田地帯
- ・ 農業機械の共同利用をきっかけに平成17年に組合を設立。相互扶助としての「結い」、過去に行っていた農村の行事や風習の復活や継承を理念に活動
- ・ 水稻を耕作する全ての農地で特別栽培農産物の要件を満たす栽培を実施
- ・ 平成20年にシンガポールでの北東北物産フェアへの出展を契機として、特別栽培米であることや豊かな水田環境で生産されていることをセールスポイントに輸出に取り組む

環境保全型農業の実施状況

【環境直接支払の対象活動】



堆肥散布と秋耕起

- ・ 水稻収穫後、牛糞堆肥を10aあたり約1t散布。散布後は秋耕起を行う

【推進活動の実施状況】



シンガポールの取引先との意見交換

- ・ シンガポールの取引先に契約ほ場や作業施設を紹介するとともに、輸出業者、秋田県、秋田県貿易促進協会等を参集した意見交換会を実施。また、ほ場のPRのためノボリを設置している
- ・ ASIAGAP認証を取得している

取組の効果及び今後の展開



コンテナへ輸出用玄米の積み込み。当組合用紙袋包装

- ・ 輸出を行うことに対して当初は組合員から不安の声があがっていたが、チャンスと捉えて輸出に取り組む
- ・ 輸出先での需要拡大に伴い平成26年に他社と共同出資して輸出業務を行う法人「秋田屋株式会社」を設立した
- ・ 輸出も拡大していき、シンガポールのほかイギリスへも輸出している。平成30年産は約85tの輸出となっている
- ・ 環境保全型農業の取組が地域でも認識され、地元みそ製造業者からの要望で、特別栽培米を出荷している

環境保全型農業直接支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 2,451 (2,451) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援**します。第2期対策（令和2年度）から、支援対象取組や取組水準等を一部見直し、環境保全効果の高い取組への重点化を図ります。

<政策目標>

土壌炭素貯留量の増加への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,360 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 支援の対象となる農業者の要件

ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること

イ 国際水準GAPを実施していること ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。
認証取得を求めるものではありません。

ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取組むこと

③ 支援対象活動

- 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 90 (90) 百万円

- ① 対象者：地方公共団体等
- ② 支援内容：都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

<事業の流れ>

環境保全型農業直接支払交付金 → 環境保全型農業直接支払推進交付金



<事業イメージ>

▶ 全国共通取組

有機農業 国際水準の有機農業を実施していること

※ 有機JAS認証取得を求めるものではありません。

堆肥の施用 **カバークロープ** **リビングマルチ** **草生栽培** **他**

原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止の効果が高い取組

▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組



交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用		4,400円
カバークロープ		6,000円
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円 (3,200円)
草生栽培		5,000円

注) 土壌分析を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
不耕起播種	長期中干し	3,000円
	秋耕	800円
		800円
地域特認取組		
交付単価は、都道府県が設定します。		

- ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
- ❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)